

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 土 木 費		134,862,706	11,725	134,874,431
	1 河川海岸費	30,853,551		30,853,551
	2 住 宅 費	2,493,488	11,725	2,505,213
6 警 察 費		42,051,151	14,524	42,065,675
	1 警察管理費	37,466,326	3,380	37,469,706
	2 警察活動費	4,584,825	11,144	4,595,969
7 教 育 費		183,210,136	5,662	183,215,798
	1 社会教育費	3,188,833	5,662	3,194,495
8 災害復旧費		3,548,912	64,986	3,613,898
	1 土木災害復旧費	1,301,309	64,986	1,366,295
歳 出 合 計		795,414,441	1,536,830	796,951,271

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎保守管理等業務	平成15年度 ～平成17年度	千円 598,000
	年次別内訳	
	平成15年度 平成16年度 平成17年度	494,000 52,000 52,000
2 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成15年度	145,000
3 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が熊本県林業公社に森林整備資金を融資したことについて損失を受けた場合、県が農林漁業金融公庫に行う損失補償	平成15年度 ～平成56年度	6,862,075
	年次別内訳	
	平成15年度	165,946
	平成16年度	165,946
	平成17年度	165,946
	平成18年度	162,634
	平成19年度	137,506
	平成20年度	164,683
	平成21年度	158,384
	平成22年度	155,751
	平成23年度	215,709
	平成24年度	224,137
	平成25年度	223,478
	平成26年度	207,356
	平成27年度	202,456
	平成28年度	205,329
	平成29年度	209,392
	平成30年度	221,510
	平成31年度	228,859
平成32年度	227,717	
平成33年度	213,754	
平成34年度	224,995	
平成35年度	234,026	

事 項	期 間	限 度 額
	平成36年度	千円 231,786
	平成37年度	221,525
	平成38年度	218,234
	平成39年度	205,874
	平成40年度	205,874
	平成41年度	203,653
	平成42年度	186,870
	平成43年度	174,606
	平成44年度	162,997
	平成45年度	155,430
	平成46年度	146,500
	平成47年度	134,752
	平成48年度	126,423
	平成49年度	104,022
	平成50年度	81,844
	平成51年度	62,559
	平成52年度	45,711
	平成53年度	35,731
	平成54年度	23,321
	平成55年度	14,487
	平成56年度	4,362
4 地域水産物供給基盤整備事業 (松合漁港救の浦船溜水門) 不知火町	平成15年度 ～平成16年度	310,000
	年次別内訳	
	平成15年度	180,000
	平成16年度	130,000
5 道路維持費	平成15年度	380,000
6 道路新設改良費	平成15年度	1,498,000
7 橋りょう維持費	平成15年度	50,000
8 河川改良費	平成15年度	335,000
9 砂防費	平成15年度	88,000
10 海岸保全費	平成15年度	38,000

事 項	期 間	限 度 額
11 港湾建設費	平成15年度	千円 225,000

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単県治山事業費	千円 69,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他	年10%以内	30年以内 (うち据置期間5年以内)	千円 86,000	(補正前に同じ)		
単県砂防整備事業費	422,000	業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。	428,000			
計	491,000				514,000			

熊本県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成15年1月10日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	砂原四方寄線	熊本市花園7丁目 2360番3地先から 同所 2442番17地先まで	65.5 ～ 129.5	220.0	道路改築

2 区域決定する期日 平成15年1月10日

熊本県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年1月10日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	387号	阿蘇郡小国町大字西里字尾迫 3399番1地先から 同所 大字北里字立石 2072番2地先まで	前	6.5 ～ 62.0	1,467.5	旧道移管
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	
一般 県道	五木 湯前線	球磨郡五木村大字甲字下梶原 427番1地先から 同所 同字 同番地先まで	前	4.6 ～ 9.0	50.0	単道改
			後	4.6 ～ 15.0	50.0	

2 区域変更する期日 平成15年1月10日

熊本県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年1月10日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子